

理事会議事録

理事全員が提案された事項に同意の意思表示をし、かつ提案された事項について各監事から異議が述べられなかったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び定款第41条の規定により、下記のとおり提案された事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。これを証するため、本議事録を作成する。

記

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項

第1号議案 解散日について

平成28年3月31日をもって公益財団法人アジア研究協会を解散する。

第2号議案 評議員会招集について

解散ならびに清算人選任のための評議員会を招集する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条及び定款第24条に基づき、全評議員の同意の意思表示により同評議員会の決議とする。

第3号議案 UBS債券について

平成28年3月31日までにUBS債券が償還されない場合は、その解約時期の判断を代表理事あるいは解散後の清算人に一任する。

2. 上記を提案した理事

代表理事 立本 成文

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

平成28年1月30日

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

代表理事 立本 成文 平成28年2月1日 作成

以上

公益財団法人アジア研究協会

代表理事 立本成文

